

		総務常任委員会	
平成27年6月22日受理		請 第 2 号	
件 名	ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険について国への意見書提出を求める請願		
紹 介 議 員	提 出 者	住 所	氏 名
前 川 收 藤 川 隆 夫			
<p>(要 旨)</p> <p>ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の限度額の大幅な引き上げ、ゆうちょ銀行の新規業務の早期認可、他の金融機関との協同による新たなサービスの提供について国に対し意見書を提出されるよう請願する。</p> <p>(理 由)</p> <p>日本郵政グループは、本年秋にも日本郵政、ゆうちょ銀行及びかんぽ生命保険の3社同時上場を計画しており、政府が保有する日本郵政の株式売却益は、東日本大震災の復興財源に充てられることになっている。</p> <p>したがって、同グループが投資家から評価されると共に民営化による果実をすべての国民が享受できるように一層の企業価値を高めるべく新たな事業施策の展開や経営基盤の強化に早急に取り組んでいく必要がある。</p> <p>そのためには、現在日本郵政グループに課せられている競合他社と比較して過大な負担や規制は除かれるべきである。特に、ゆうちょ銀行、かんぽ生命保険の限度額は、長年に亘って1,000万円に据え置かれたままで、国民の金融資産の増加状況を鑑みると、国民利用者のニーズに答えられない水準であり、大きく利便性を損なっている。特に熊本県等地方においては、銀行やJAの撤退により、郵便局窓口しか利用できない地域も存在し、国民が平等なサービスを受けることができない。このような状況を踏まえ、上場にあたり当面の間は大幅に（最低でも3千万円）引き上げ、株式売却に応じ限度額を撤廃すべきである。</p> <p>また、既に申請しているカードローン等新規業務の早期認可、貸付業務や他の金融機関と協同で投資信託商品の販売及び再保険引き受けの拡大等、国民利用者の利便向上に取り組まなければならない。</p> <p>更に、地方創生という観点から、全国の郵便局を通じて集められた金融2社の資産を地方に還元していくという視点や自治体及び他の金融機関との関係を構築して新たなサービス提供に取り組むことが求められている。</p> <p>よって上記の要旨の請願を熊本県議会に提出する。</p>			